

# 開発行為許可申請提出図書の一覧表

(別紙1)

綴じる 順 番	申請図書 (含む添付書類)	自己の 居 住	自己の 業 務	その他 のもの	備考
1	開発行為許可申請書	○	○	○	
2	設計説明書		○	○	
3	委任状	○	○	○	代理者に委任する場合 (連絡先電話番号記入)
4	設計者 設計資格を証する書類 (卒業証明、資格証明書、雇用者の勤務証明書等)	○	○	○	開発区域の面積が1ha以上の場合にのみ添付 (省令第19条を参照して下さい)
5	申請者 ○資力・信用に関する書類  法人の登記事項証明書 (原本) 事業経歴書 納税証明書 (原本)		○ ○ ○	○ ○ ○	(自己業務用1ha未満は不要) (奈良市においては「申請者の資力及び信用に関する申告書」を添付) * 交付後3ヶ月以内のもの (個人の場合 住民票)  法人税、所得税
6	資金計画書		○	○	(自己業務用1ha未満は不要)
7	工事施行者 ○施工能力に関する書類  法人の登記事項証明書 (原本) 事業経歴書 建設業の許可の写し		○ ○ ○	○ ○ ○	(自己業務用1ha未満は不要) (奈良市においては「工事施行者の能力に関する申告書」を添付) * 交付後3ヶ月以内のもの (個人の場合 住民票)
8	開発行為についての協議報告書	○	○	○	
9	開発行為施行同意概要書 (公共施設の管理者の同意書)	○	○	○	
10	消防長または消防長にかわる市町村長の同意書 (原本)		○	○	
11	排水放流に係る協議結果報告書	○	○	○	汚水、雨水その他地表水を排水するための水利組合等との協議結果を報告 (1) 協議相手 (2) 放流先 (3) 同意の有無を記載し、同意を得られなかった場合は、都市計画法第33条第1項第3号の規定に基づき、「排水によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないこと」の説明が必要
12	地籍図 (公図、不動産登記法第14条地図) (原本)	○	○	○	申請の区域、公共施設を色分け (申請区域 (黄) ・道 (赤) ・水路 (青) 等) * 交付後3ヶ月以内のもの
13	登記事項証明書 (原本)	○	○	○	申請地及び関連する土地 * 交付後3ヶ月以内のもの

